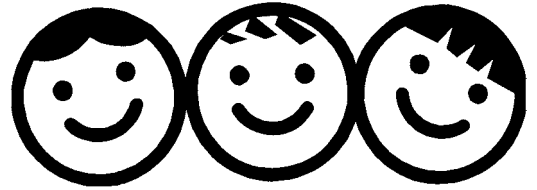




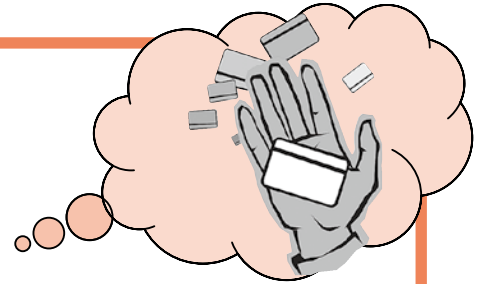
～多重債務問題について～ “一人で悩まず、先ず相談”



金融広報アドバイザー 弁護士 石光 真理

1. 多重債務の原因

多重債務の原因としては、失業、転職による賃金低下、保証債務・第三者の債務肩代わり、医療費の支払い、事業資金の支払いのために銀行やクレジット会社等から借入をすることが考えられます。多重債務の原因をすぐに取り除くことができず、借りては返すということを繰り返し、悪循環から抜け出せなくなったり、債務が増額した場合、債務整理をする必要が生じます。



2. 債務整理の方法

債務整理の方法としては、①自己破産、②個人再生、③特定調停、④任意整理の方法があります。

これらの方法のうち、どれを選択するのが良いかは、債務の額、資産の状況等から総合的に判断することになります。



3. 住宅ローンのはなし

特に、住宅ローンの支払が困難になった場合は、以下の手続きを取ることができます。まず、住宅ローンを組んでいる金融機関に相談に行くと、住宅ローンの支払期間の延長に応じてくれることが多くあります。1ヶ月の住宅ローンの返済額を減らすことを検討してみてください。

また、住宅ローン以外にも借金があるけれど、住宅は残したいので、破産はしたくないという場合もあると思います。その場合は、住宅ローンの支払いをしながら、その他の借金は、裁判所の手続きを通じて減額してもらい、1ヶ月の返済額を減らすという方法もあります。これを、住宅資金貸付債権に関する特則付の個人再生と言います。この手続を利用するためには、法律に規定されている要件を満たす必要があり、誰でも利用できるわけではありませんが、住宅を残すことができるため、一度専門家に相談され、検討するのがいいでしょう。



4. ギャンブル依存症

多重債務の原因にギャンブル依存症が存在する場合があります。
ギャンブルのことは、本人もすぐには話さないこともあり、
ギャンブル依存症がすぐに分かるとは限りません。

全体の収支から見て、ギャンブルにつき込む金額が多すぎてバランスを失っており、それを自分でコントロールすることが難しい場合には、ギャンブル依存症の可能性が高いといえます。

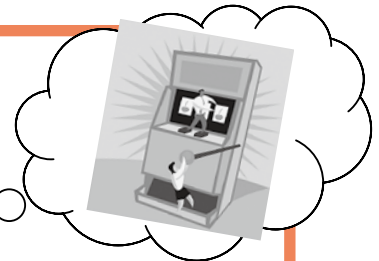
ギャンブル依存症は、ご本人が依存症を否認することが多いという特徴があり、借金におけるギャンブルの割合を過小評価したり、いつでもやめることができと思っています。また、ご家族が、ご本人の依存症に気付いていても、どのように接したらいいのかわからないこともよくあります。

ご家族の援助により借金を返済しても、ギャンブル依存症から回復していなければ、再びギャンブルのために借入を行ってしまい、ご家族の援助が無駄になります。ご家族が、ご本人によかれと思うがあまり、依存症を支えてしまう「共依存」の状態になっている場合があります。

本人は、法律の専門家に相談へ行くだけでは足りず、自助グループ（GA※等）への参加等も必要になります。さらに、ギャンブル依存症の家族も、ギャンブル依存症の家族の会の会合等に出席することによって、どのような対応をとるべきか知ることができます。

このようにギャンブル依存症を原因とする多重債務の場合には、法的専門家による法的支援だけでなく、様々な専門家や自助グループ等との連携が必要になってくるのです。

※GA(ギャンブラーズ・アノニマス)：強迫的ギャンブルからの回復を目指す人が集う自助グループ。



5. まとめ

以上のように、多重債務の原因は様々であり、またその解決方法も様々なものがあります。しかしながら、必ず多重債務は何らかの解決が可能です。一人で悩まずに、専門家や相談窓口での相談をすることが大事です。

多重債務者無料相談会を開催します！

愛媛県では、愛媛弁護士会及び愛媛県司法書士会と共同で多重債務者無料相談会を開催します。ご自身の収入では返済しきれない額の借金を抱えてお悩みの方、法律専門家に相談すれば借金問題は必ず解決できます。相談は無料で、秘密も厳守されますので、この機会に、ぜひご相談ください。

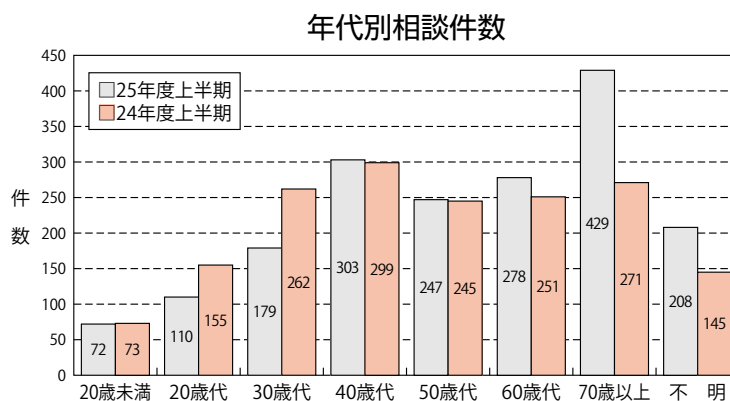
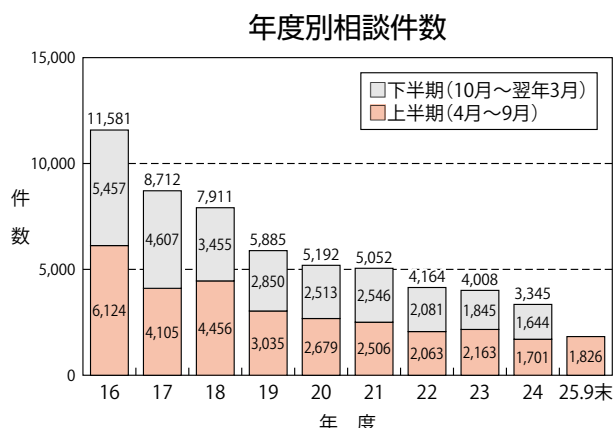
開催日	時間	場所	予約先
平成26年2月20日(木)	13:30～ 16:30	松山公共職業安定所 3階大会議室 (松山市六軒家町3-27)	愛媛県消費生活センター (松山市山越町450) TEL: 089-926-2603

◆ハローワーク松山主催「住居・生活相談会」の中で実施します。

◆事前予約制となっていますので、予約先にお電話ください。予約受付は、開催日の1ヶ月前から行います。

平成25年度上半期の消費生活相談状況がまとまりました！

1 相談件数の年度別及び年代別推移



2 相談の特徴

①相談件数微増

平成25年度上半期の相談件数は1,826件で、前年度同期と比較し125件の増加（7.3%増）となっていますが、住民に身近な市町相談窓口が拡充整備され窓口の周知が図られたことなどから、平成16年度から平成24年度にかけて減少傾向が続いています。

②年代別では70歳以上が増加

平成25年度上半期の年代別相談件数では、相談が最も多いのは70歳以上で、次に40歳代、60歳代の順となっています。前年度同期と比較し60歳未満のほとんどの年代で減少または横ばいであるのに対し、60歳代では27件の増加（10.8%増）、70歳以上では158件の大幅な増加（58.3%増）となっています。

③販売購入形態別では電話勧誘販売とネガティブ・オプションが増加

最も多いのは「店舗購入」で506件（27.7%）、次いで「通信販売」の420件（23.0%）、「電話勧誘販売」の201件（11.0%）、「訪問販売」の136件（7.4%）の順となっています。前年度同期と比較し、3位の「電話勧誘販売」が51件、5位の「ネガティブ・オプション」が124件の大幅な増加となっています。

④商品・役務別では健康食品が大幅に増加

最も多いのは「デジタルコンテンツ」の213件で、次いで「健康食品」の197件、「相談その他」の134件、「借家・賃貸アパート」の79件、「フリーローン・サラ金」の64件の順となっています。前年度同期と比較し、「デジタルコンテンツ」及び「フリーローン・サラ金」が、それぞれ57件減少しているのに対し、送りつけに関する相談が急増した影響から「健康食品」が154件の大幅な増加となっています。

⑤金融商品に関する相談は減少傾向にあるが依然として多い

「株」、「公社債」及び「ファンド型投資商品」に関する相談は、平成23年度以降減少傾向にあります。平成25年度上半期は39件で依然として多くの相談が寄せられています。いずれも高齢者からの相談が多く、平成25年度上半期では60歳代以上からの相談が29件で、全体の約74%を占めています。

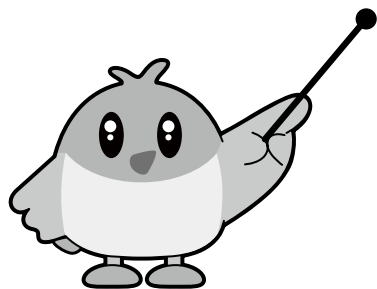
「平成25年度上半期の消費生活相談状況」の詳細については、県消費生活センターホームページに掲載しています。

消費者問題の啓発テレビ番組を放送しています！

PiPiとやのひろみのお助けTV ～かしこい消費者になるために～

県消費生活センターでは、消費者トラブルの未然・拡大防止を目的に、悪質商法の手口や対処法、県内の消費生活相談窓口などを紹介する啓発番組を11月から南海放送で放送しています。

進行は、テレビ・ラジオなどで活躍されているやのひろみさん。悪質商法の手口をドラマ仕立てで再現し、注意点や対処法などをわかりやすくお伝えしています。次回以降の放送日時は次のとおりです。皆さん、ぜひご覧ください！



	放送日	時間
第3回	平成26年1月5日(日)	20:54～20:59
第4回	平成26年1月19日(日)	
第5回	平成26年2月2日(日)	
第6回	平成26年3月2日(日)	

今年度 第1回消費生活川柳優秀作品決定!!

今回の優秀作品2作が次のとおり決定しました。
ご応募いただいた皆様どうもありがとうございました。

県消費生活センターでは、引き続き、消費者問題への関心を寄せていただくため、消費生活に関する川柳を募集しています。はがき・FAX・メールなどに、「作品」「住所」「氏名」「電話番号」をご記入の上ご応募ください。

優秀作は、次回の「えひめのくらし」誌面にてご紹介します。

【応募先】

〒791-8014 松山市山越町450番地

愛媛県消費生活センター

FAX：089-946-5539

E-mail:seikatu-center@pref.ehime.jp

「結構」と
上品ぶったら
品が来た

東温市
ペンネーム
Y・M
作

だまされて
いいのいいのと
やせがまん

東温市
ペンネーム
N・K
作

優秀作品

これまでの作品についてはホームページで紹介しています。ぜひご覧ください。

※ご応募いただいた作品は、一切の権利を愛媛県が有することとしますので、ご了承ください。

消費者トラブルで困った時は、一人で悩まず相談しましょう!

消費者ホットライン (お近くの相談窓口につながります)

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを!

☎ 0570-064-370

愛媛県消費生活センター 相談専用電話

相談時間 月～金 9:00～19:00 (祝日・年末年始を除く)

☎ 089-925-3700



発行：愛媛県県民環境部管理局県民生活課
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
TEL：089-912-2336

愛媛県消費生活センター
〒791-8014 松山市山越町450番地
TEL：089-926-2603